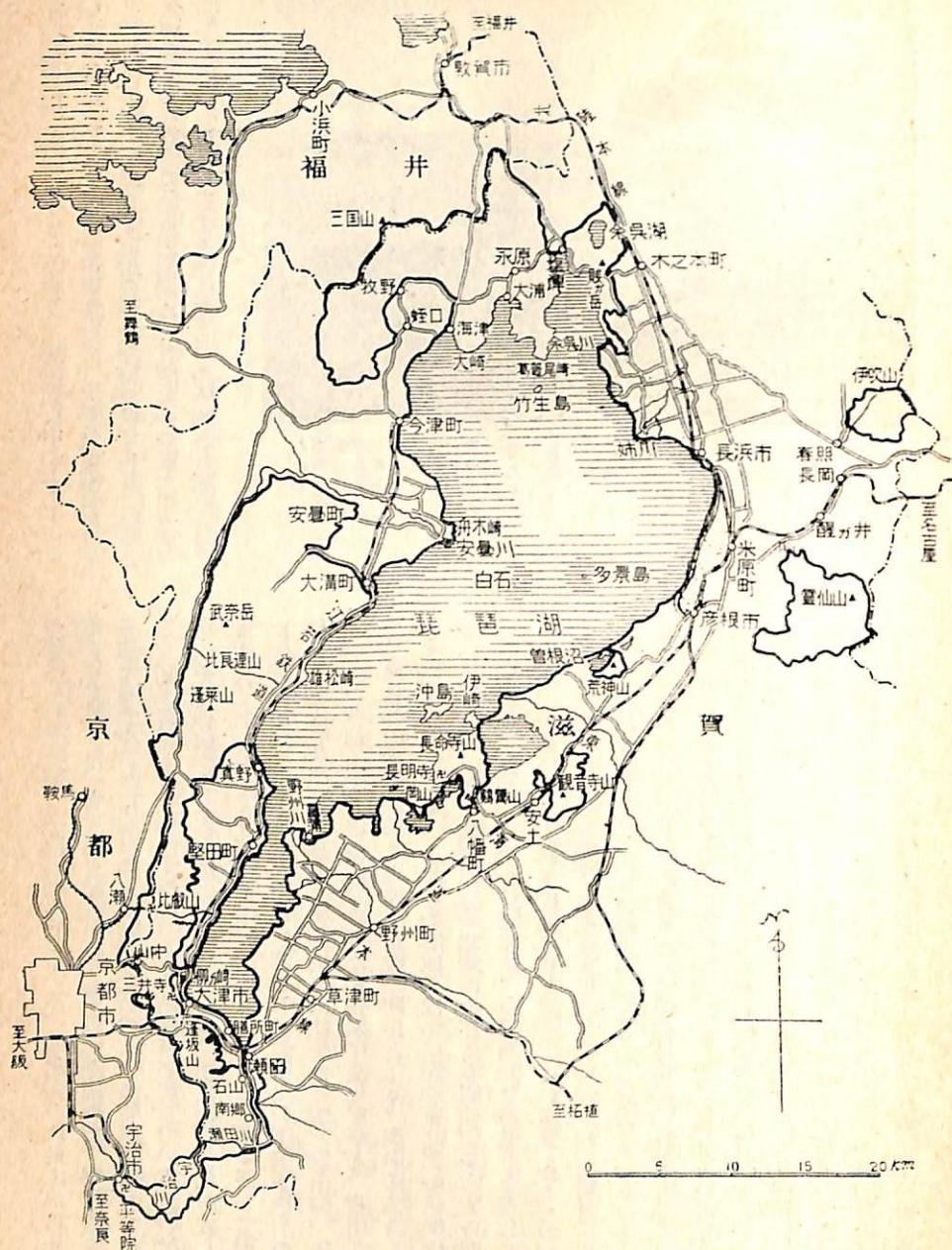


民謡・舞踊には前記のほかに鬼太鼓や小獅子舞、彌彦の岩室甚句・越後獅子等がある。民芸土産品として無名異焼（佐渡）・竹細工・おかげ人形・のろま人形・赤玉細工（佐渡）等がある。これ等の人文景観は自然景観と相俟つて、この公園では特に見逃すことの出来ない景観要素である。

琵琶湖国定公園

指定 昭和25(1950)年7月24日

面積 109,982 陌



この公園は京都府と滋賀県とに跨がり、琵琶湖を中心としてこれを囲む主要な湖辺部及び山岳地帯を含むが、大部分は滋賀県に属し、京都府は比叡山西側と宇治川の渓流地帯だけである。この公園の中心となつてゐる琵琶湖は、我国第一の淡水湖であるが、地学上からみると断層成生湖に属し、若狭湾から瀬戸内海



大湖を距てて比良遠望 沔洋とした我国最大の淡水湖景観である。長命寺山附近から対岸比良連峰を望むと 1000 米級の花崗岩連峰が断層崖によつて湖岸に没入していることが判る。なお左方の岬は本湖最大の野洲川のデルタ地帯である。

へ抜ける陥没地帯の一部に相当している。西北部の比良山から比叡山にかけては、古生層とこれを貫く黒雲母花崗岩で、東南部に発達するデルタは花崗岩砂の沖積地で扇状地や崖堆が発達している。湖上に浮ぶ竹生島は花崗岩、沖の島は石英斑岩で、東部の伊吹山や靈仙山は秩父古生層の石灰岩である。琵琶湖は、北が広く漸次狭くなつて南に伸び比良山脈、比叡山脈は西岸に近接して湖に並行南北に連つて屹立し、更に南下して瀬戸川の下流宇治川の峡谷を形成している。湖の東岸中央部には長命寺山、安土山、觀音寺山、荒神山等の諸山が、平調な湖岸線に変化を与え、北部湖岸では江若山塊が湖辺に迫つて急峻の断崖となり、湖中に突出して半島となつてゐる。これらの区域のほかに湖の東北部の伊吹山脈の主峰伊吹山と、鈴鹿連峰の北端にそびえる靈仙山の山麓の溪谷地帯が飛地となつてゐる。湖北は、山岳湖的な玲瓏さを残していくが、湖南は明朗広闊な湖沼風景を呈し、これに加えて「近江八景」を始め古くから開けた近江文化によつて知られる幾多の史蹟、名勝、旧蹟が豊富であり、登山、キャンプ、スキー、ヨット、舟遊び、釣魚、社寺巡り等四季を通じて各種の利用に好適である。区域内の植物は、寒暖要素の混交地帯であるから種類が豊富で、台湾琉球から分布の純い、いるもの約七〇種、日本固有のもので南部系のもの約二七〇種、北部系のもの約八〇種があり、帰化植物も四〇種以上に達する。一般に山地はアカマツを主木とする落葉広葉樹林であるが、大津市三井寺や安土八幡地区的伊崎には暖地性植物群落が見られ、蓬坂山のオオサカザサ自生地、長命寺山

のムベ、菖蒲浜のハマゴウ、靈仙山の福寿草自生地等は特異なもので天然記念物に指定されている。なお伊吹山の薬草と湖の西岸花崗岩砂扇状地上に密生する雄松崎のクロマツ林は古くから著名である。

この公園は動物にも特異なものが多いため、中でも魚貝類は種類が豊富であり琵琶湖特有のものも少くない。例えばイサザ、コアユ、ナガタニシ、ハリウオ等がそれである。なお比叡山には鳥類が多く、又守山の源氏螢や伊吹山の伊吹螢は天然記念物に指定されている。北部地区の余呉湖にはカモヤオシドリが多く集り、余呉湖から流れ出る余呉川の河口に近い尾上にはかも猟場がある。

本区域の気候は地勢が盆地のため稍々内陸的ではあるが、隣接する伊賀盆地、奈良盆地、京都盆地等に比較して琵琶湖の調節作用があるためこれら程甚くはない。気象上は、琵琶湖の略中央部、彦根、比良を結ぶ線の南北により諸現象に著しい差異があり、北半部は日本海の影響が大きくなり日本の気候を示し、南半は海洋の影響を受けることの少い中間的な気候を示し、冬期間米原附近から北は相当の降雪があつても、南部の草津附近では雪を見ないことが多い。又石山寺の硅灰石、靈仙山のドリーネ景観、瀬田川下流の甌穴、大津市別所の接触変質地帯、比良連峰雄松崎地区の伊香立における化石林等は地学上の天然記念物である。

この公園は京阪神、中京地区等大都市に近接しており、保健休養等多数人の利用に適し、国際的にも京都、奈良と関連して極めて有利な位置を占めている。

この区域内の代表的景観地をあげると次のようである。

琵琶湖一面積六七、三四三陌に及ぶ我国最大の陥落性断層成生湖であるが、湖盤は最早老令期に属する。水面の海拔高は八五・六米、最深部は九五米、透明度八・二六米である。形状は複雑で北部に二條の山背が突出して深い湾部を抱き、姉川、野洲川、安曇川の各河川は何れも広大な三角洲を形成し、ゆるやかな湾曲部を造っている。特に注目されていることは砂嘴によつて形成された瀬（内湖）の多いことで、従前は湖畔に大小十数個もあつたが、近來干拓によつて埋められたのは惜しいことである。島嶼には竹生島、沖の島、多景島、沖の白石等があるが、これらは何れも独立した山頂が湖上に浮んだものである。湖岩は南半部及東岸は遠浅であるが、北岸及西岸は急に深い。湖岸は殆んど大部分が河川の沖積作用による砂浜又は礫浜であつて、侵蝕作用による岩崖の湖岸は島嶼部の縁辺と、北岸の半島部、東岸山際の一部等に僅かに見られるだけである。現在湖の周辺となつている沖積平原は、大湖形成後に各河川から流入した土砂の堆積によつて造成されたものである。この沖積作用は今尚継続していて、河床が地表面より高いと云う琵琶湖の河川特有の天井川を形成している。その著しいものは東岸の草津川、西岸の大谷川、木戸川、百瀬川であり、鉄道線又は道路が河床をぐるという奇景を呈している。また湖沼学的に興味あることは水温であつて、夏季表層が三〇度内外の時でも深層は七度内外の低温を保つので、温冷両性の淡水魚族が棲息しているのが特色である。

余興湖—琵琶湖の北方、古戰場殘ヶ岳の山麓にあつて優れた美しい山湖であるが、湖水面は琵琶湖より約四八米高くて水源は自然湧出で幽邃な環境をつくつており、ゲンゴロープナの原産地としても有名である。

竹生島—琵琶湖の北際にあつて面積は十四陌東北から西南に長く約一・五秆、東西は〇・五秆、高さは湖面上九一米で全島花崗岩で形成されている。島の周辺は屹立した断崖となり奇岩怪石が乱立しているが、水深三〇米にも及ぶ清澄な水面に囲まれ鬱蒼とした樹木に被われている。島内には宝嚴寺、都久夫須麻神社、觀世音堂等の国宝建造物のほか國宝美術品が多数所蔵されている。

沖の島、多景島、沖の白石—何れも琵琶湖盆地陥落前に独立峰または丘陵であつたものが、第三紀末の陥没によつて周囲に水を湛えたもので、断層後水蝕を受けた状態がよく観察される。

比叡山(八四八メートル)—大部分古生層から成り、南半の山側に粗粒質黒雲母花崗岩が進入した所があるが、山頂に近い粘板岩質砂岩



竹生島 我国の代表的新層陥落湖である琵琶湖は、その北端に近く全く島花崗岩の地盤島竹生島を浮べている。島の形は北東から南西に長く約1.5秆、東西に0.5秆、面積14畳、高さは湖上91メートで、周囲は断崖でそのままに見え、背後に見える湖岸の山も古生層ホトトギス等の存在によつてこの一帯は比叡山鳥類棲息地として保護されている。また山内には天台宗、延暦寺の殿堂が点在し、山麓には日吉神社があり共に数多くの国宝建造物と美術品を有している。

比良山(一二二四メートル)—比良連峰は湖西の略中央部を南北一二秆に亘つて蓬萊山、武奈岳等と連なる一〇〇メートル級の山々である。花崗岩質で山頂は樹木がなく、諸所に花崗岩の多い岩脈を露呈しており、その東側面は急傾斜の断層崖をなしている。

この山脈を源として発する比良川、大谷川、鴨川等の諸河川は、急斜面を滝のように流れて琵琶湖に注ぐが、何れも天井川で、花崗岩の砂礫を流失し白雪のよくな

がその花崗岩のために接触変質を受けているのが見られる。将門岩と称するものは、その一部である、スギ、ヒノキ、モミが密生し、琵琶湖入景に比叡の樹林として選ばれている。山内に棲息する鳥類は、候鳥、留鳥共に種類多く、実に三〇科七〇種以上にも達すると云われている。深山性の珍鳥も多く、特にブッポウソウ、コマドリ、ホトトギス等の存在によつてこの一帯は比叡山鳥類棲息地として保護されている。

末を呈している。

伊吹山（一、三三七米）—本区域第一の高峰で断層により両側が陥没し、中央の隆起した地盤山地である。下部は古生層で砂岩、粘板岩、角岩等から成り、上部は古生代石灰岩層からなつていて。

石灰岩塊は衝上断層面で下部の古生層と接している。山腹の傾斜が急であるため石灰岩地であつても、カルスト地形を現わしていない。頂上は鈍頂であるが周囲の山腹は急傾斜で壯年期の侵蝕を示している。山頂の展望は広く天然現象として珍らしいプロツケ

ン現象や、セントエルモファイヤーの発光現象が見られることがあり、高層気象観測所がある。山麓の植生は落葉広葉樹林であるが、一合目以上は芝山となり、三合目以上は薬草園は古くから知られている。冬期は絶好のスキー場となつていて。頂上にはカルスト景觀が見られ、ドリーネや石灰洞、大亀裂が所々にあつて、有孔虫や海百合類の化石を含んでいる。

靈仙山（一、〇八四メートル）—伊吹山と同様に石灰岩の山であるが、頂上には広闊な平坦地があつて展望に優れ、避暑、キャンプ、スキーに適するので利用者が多い。また山中には大石灰洞や高さ一〇〇メートル、巾八〇メートルの大絶壁があり、また福寿草の自生地がある。

瀬田川、宇治川—琵琶湖の排水口から南郷洗堰までゆるやかな流れで、その両岸には丘陵性の山が連なつていて。その右岸の石山には石山寺があつて多宝塔はじめ多くの国宝建造物や美術品を藏し、境内には天然記念物珪灰石がある。これは俗に螢石とも云

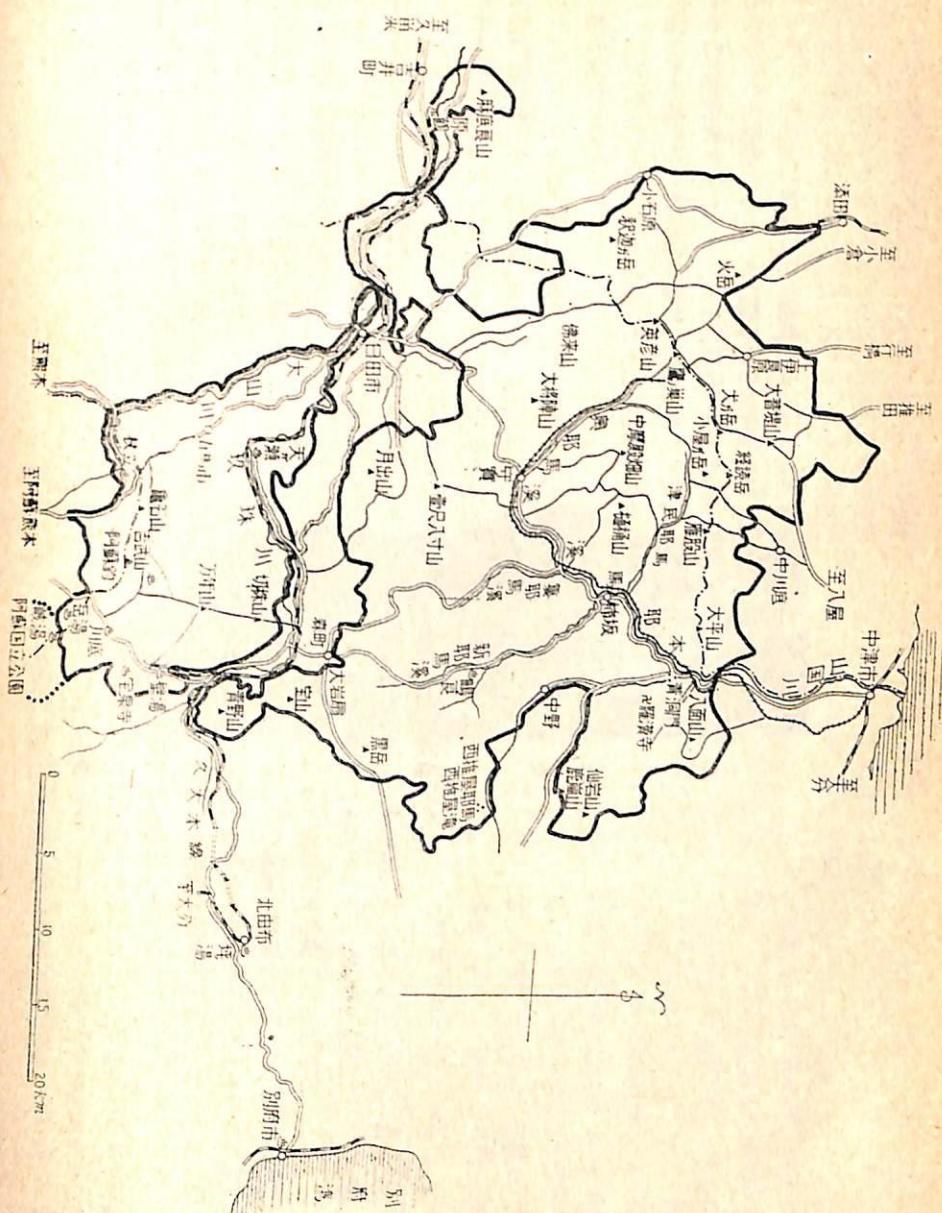
われ石灰岩が花崗岩の接触によつて変質したものである。瀬田川は南郷洗堰を過ぎると、下流は急湍となるが京都府に入つて宇治川となり峡谷として山間を蛇行する。この間の鹿跳や米かし等急湍では数多の甌穴を造つていて。

醒ヶ井峡谷—靈仙山の北麓を流れる宗谷川の峡谷であるが、角岩の波状彎曲や硅岸や輝緑凝灰岩等古生層の岩石美は清流と共に勝景となつていて。この幽遠な環境を利用して、県営養鷹場が設置されているが、その施設は本邦第一の称がある。

この他文化景觀にも見るべきもの多く、古来日本文化の發祥地に隣接しているので彦根城、安土城趾、三井寺など夫々特色ある景觀が添加されている。

耶馬日田彦山國定公園

指定 昭和25(1950)年7月29日  
面積 108,809頃



この公園は阿蘇国立公園の北方に位し大分、福岡、熊本の三県に跨がり、公園の主要部は、耶馬渓及び英彦山<sup>ヒコヒヤマ</sup>の一帯と万年山<sup>ハナヤマ</sup>一帯とを包含した本邦最大の熔岸高原侵蝕台地であるが西方は二、三の温泉と穏やかな河川美とで休養に好適な日田地方にまで及んでいる。耶馬渓及び英彦山は耶馬渓火山とも称せられる古い火山の一部でその成因上集塊岩風景と新耶馬熔岩風景とに分れているが、集塊岩の造つた旧耶馬渓風景は山国川本支流であつて、下部の集塊岩と其の上の熔岩との水蝕に対する差及び集塊岩それ自体の特性によつて、侵蝕に対する抵抗力の弱い所は欠けてなくなり強い所は冠岩となつて残ると云う風景的特色を現わしているが新耶馬熔岩の造つた風景としては深耶馬渓、魔耶馬渓、南耶馬渓の一部があつて、集塊岩風景より成生が新しく、幼年期の地形とし頂上部表面は比較的平坦な台地であるが、渓谷は絶壁を呈し深い谷を造つてゐる。又耶馬渓火山群中の英彦山鷺巣山等の標式的なビュート景観や、複式メーサとして本邦稀に見る規模の大きな万年山、それに続く高原は北九州の代表的な高原の一部である。これら集塊岩旧耶馬熔岩等からなる雄大なメーサ、ビュートの山々及び広大な高原が本地域の特色である。以上の地学的景観と共に温暖多湿な気候に恵まれてゐる本地帶では植物景観も勝れている。本地帶の植物相は水平的には西南日本の植物区系でその原始相はカシ、シイ、タブ等の常緑広葉樹を中心とするものであるが、英彦山、犬ヶ岳等の一〇〇〇米を超える山岳では海拔八〇〇米で

ブナを中心とする落葉広葉樹林帯に移行する。八〇〇米以下では常緑広葉樹の外にケヤキ、ヤマザクラ、クスギ等の落葉広葉樹とアカマツとの混交林であり、鹿嵐山<sup>カマキリサン</sup>、檜原山、深耶馬渓附近等ではこの天然林相に近いが他は概ね人文的交渉のために破壊されてしまう。海拔八〇〇米以上の山地帯を占めるものはブナを中心とした落葉広葉樹林帯でブナの純林も見られるが概ねミヅナラ、カンバ類シテ類等にモミ、ツガ等の針葉樹を伴つてゐる。その間土壤の比較的浅い露岩地にはツクシシャクナゲの大きな群落を見ることが出来る。この林相は山国川北部の山岳地帯に多く、英彦山彌大ヶ岳連峯が代表的である。七〇〇一一、〇〇〇米地帯は針広混交喬木帯で、種浦山、小屋ヶ岳、鷺巣山等がこの林相を示してゐる。殊に犬ヶ岳と小屋ヶ岳のツクシシャクナゲには老大なものが多い。なおこの地帯で表土の浅い露岩地に腐殖質を堆積した所では地衣及び蘚苔層が被い、ミヤマキリシマ、ヒコサンヒメシヤラ等の灌木を生ずる所がある。耶馬渓景観を特色づける集塊岩上には下草としてイワヒバ、ウンゼンマンネングサ等が着生しその上にツクシシモツケ、ゲンカイツツジ等の小灌木、ティカカツラ、フニヅタ等の蔓莖類や不ツミサシ、ソヨゴ等の中喬木等が生育している。新耶馬熔岩では岩面の植物は集塊岩のよう着生が自由でないで貧弱であるから、イワタバコ、ジンジソウ等が生ずる他にはナツヅタ、ティカカツラ等の蔓莖類が攀登して岩面を彩つてゐるに過ぎない。英彦山頂附近、中摩殿畠山<sup>ナカマツニアカツラ</sup>、小屋ヶ岳等ではイチイ、オオヤマレンゲ、ゲンカイツツジ、ブナ、ヒコサンヒメシ

ヤラ等が原始林として存在し、殊に中摩殿畠山の巨大、通直なブナの原始林とその樹下に密生するツクシシャクナゲの大群落は林相の雄大な点で北九州随一である。現在耶馬渓、英彦山地帯に棲息する獸類中最大のものはニホンジカで僅少であるが豊前坊<sup>フモト</sup>及び鬼杉附近により、野生猿は裏耶馬渓、一尺八寸山<sup>イチオクハツサン</sup>、深耶馬渓地帯に



耶馬渓 耶馬渓は耶馬渓火山地帯に、山国川が侵蝕した景観地帯であるが、所謂耶馬渓式風景と呼ばれるこの写真の類は、耶馬渓火山の中集塊岩の造つた風景である。従つて英彦山、本耶馬渓、羅漢寺耶馬渓、東耶馬渓の一部がこれに属しており、他の新耶馬渓、麗谷、裏耶馬渓、南耶馬渓等や椎屋耶馬渓の一部は、新耶馬鎧岩の造つた風景である。

群棲している。又奥耶馬や英彦山にだけ棲むものに珍らしいキヌワシユウムササギがある。鳥類は禁獵区が多いので種類が多く、声のブツボサソウ（コノハヅク）が英彦山に棲息すると共に姿の仏法僧（ブツボウソウ）も小数年毎年渡来する。本地帯には昆虫の珍種も多く、且つ原産地であるものも少なくない。

この国定公園の主要景觀は次の通りである。

耶馬渓一本耶馬渓、深耶馬渓、裏耶馬渓等を包含し成層集塊岩、耶馬鎧岩等からなつてゐるので奇岩秀峰に富み、断崖絶壁、石柱が連立する。深耶馬渓は新耶馬鎧岩台地の中心部に当る区域で、山国川の支流山移川沿岸一二糠の景観地で幼年期の侵蝕を示す両岸絶壁の深い峡谷が縦横に発達している。

麗谷<sup>ウラシタニ</sup>—深耶馬渓から裏耶馬渓に至る八糠の渓谷で、大部分が国有林であるため比較的自然状態を残し、夏の深緑秋の紅葉は殊に美しい。河床が坦々とした砥のような一枚岩である点が特色である。

杖立（大山）渓谷—日田市から南へ一三糠大山川の上流一帯は日田と阿蘇を結ぶ觀光ルートに添い、春の新緑、秋の紅葉が特に傑出しているので錦雲峠と称せられており、渓谷に沿つて杖立温泉がある。

三隈川—日田市附近筑後川の上流で日隈、星隈、月隈の三丘陵によつて三隈の名があり、三丘陵は水蝕残丘である。日隈山は水中に峙立した丘陵でイチイガシやシイの老樹、又月隈の城山は老杉と椿の古木に被われた景勝地である。「そこ霧」

は日田の特殊気象であり日田鮎と鶴飼、筑後川下り等が著名である。

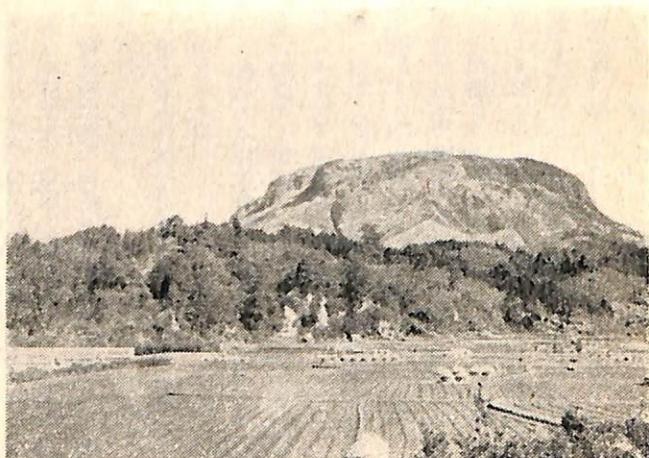
西椎屋の滝—深耶馬溪、山移川から分歧する錦谷の上流にあって、高さ八三米滝壺の広さ約一〇アール水量も頗る豊富で九州第一の瀑布である。

英彦山（一、二一〇〇米）—所謂耶馬溪火山の一部を形成するもので成層集塊岩の上に旧耶馬熔岩を載せてその頂部が三つの小峰に分かれている。ブナの原始林は霧氷と共に著名である。又野鳥も豊富で声の仏法僧であるコノハヅクは英彦山頂上附近に多く棲息し、夏の夜に登山すると例の鳴声を聞くことが出来る。英彦山神社は古くから修驗場として有名であるがこの一帯を原産地とする昆虫が多く、そのほかタカチホヘビもこゝが原産地である。

鷹巣山（九七九米）—英彦山に近接しているが本邦の代表的ビュートとして天然記念物に指定されている。北側の中腹一帯の鷹巣原はスギ、モミ、イチイ、ブナ、ケヤキ等の自然林が美しく、広闊な展望と冬期スキーコースとして知られている。

犬ヶ岳（一、一三一米）—<sup>クボテ</sup>菩提山の南方福岡大分の県界にあるが、頂上を中心として東西約一糠にわたるツクシシヤクナゲの自生群落は天然記念物である。

万年山（一、一四〇米）—輝石安山岩の雄大な二重メーラで、この上ベネ、下ベネと云う二段にわかつた景観は珍らしいものである。頂上は東西約三糠、南北約〇・五糠の殆ど平坦な緩傾斜の美しい高原で、その周囲は四〇米乃至一〇〇米の岩壁である。全



宝山 新耶馬焰岩の造る風景地帶は、森町の南に、万年山、青野  
山のメーラがあり、又東に、大岩扇山、小岩扇山と共に、この寶山の  
標式的メーラがある。しかもこの地帶ほど標式的なメーラ・ビエート  
に富んでいる地方は日本の何處にも見られない。

山所々にミヤマキリシマ、ドウダンツツジ、アセビ等の群落があり、又山中隨所に飲料水が湧出し、ハイキングやキャンピングに絶好である。

八面山（四〇八米）—耶馬溪の東北隅にある城砦のようなメーラで、山上にある二つの池は古来八面氷という天然氷の産地として知られている。

大岩扇山(六九一米)——頂上部は西輝石安山岩の整石、下部は集塊岩凝灰岩からなつており周囲は直立断崖を繞らした熔岩メーラの標式的なものとして、天然記念物に指定されている。

伐株山(五八五米)——山容が大木の切株に似てるので大樟の切株であるという伝説があり、背稜の西側は五〇米の絶壁であるが東は岩石磊々とした急傾斜地で老松が点在する。

宝泉寺温泉——万年山の東南部(南山田)にある泉温六八度の無色透明な塙類泉で泉量も豊富である。万年山一帯及び宝泉寺温泉背後の小倉岳の南麓附近は冬の積雪季にスキーの利用が多い。

天ヶ瀬温泉——三隈川の上流、湯山にあつて、玖珠川に沿つた渓谷唯一の温泉郷である。一望広闊の眺めはよいが、山水の景趣に富む泉温六七度の単純硫化水素泉で交通も至便である。

杖立温泉——杖立渓谷(前述)に沿い泉温も高く泉源も多い上に森林・渓谷・瀑布等あらゆる自然要素にかこまれた弱食塙アルカリ性の温泉郷で宿泊施設も整備している。

耶馬溪温泉——深耶馬溪の中心部にあつて鳴良、鹿鳴館に単純温泉が湧出している。泉温は低いが新緑紅葉の期には觀光の拠点として絶好である。

これら諸温泉は何れも山間河畔にあつて素朴な山の湯として休養・ハイキング等に利用される。又人文景観ではあるが青の洞門は菊池寛の「恩讐の彼方」で有名になつたトンネルで僧禪海の穿つたものであり指定史蹟である。

# 五 国立公園関係資料

## 一、国立公園法

(昭和六年四月一日) 改(昭和十六年三月五日)  
法律第三十六号 正(法律第三十五号)

(昭和二十四年五月十九日) 改(昭和二十五年三月三十一日)  
正(法律第八十号) 正(法律第三十四号)

第一條 国立公園ハ主務大臣国立公園審議会ノ意見ヲ聞キ区域ヲ  
定メ之ヲ指定ス

第二條 本法ニ於テ国立公園計画ト称スルハ国立公園ノ保護又ハ  
利用ニ關スル統制及施設ノ計画ヲ謂ヒ国立公園事業ト称スルハ  
国立公園計画ニ基キ執行スペキ事業ニシテ道路、広場、苑地、  
運動場、野営場、宿舎其ノ他命令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル  
モノヲ謂フ

第三條 国立公園計画及国立公園事業ハ主務大臣国立公園審議会  
ノ意見ヲ聞キ之ヲ決定ス

第四條 国立公園事業ハ行政官厅之ヲ執行ス

公共団体ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ国立公園事業ノ一部ヲ執行ス  
ルコトヲ得

行政官厅又ハ公共団体ニ非ザル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務  
大臣ノ特許ヲ受ケ国立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第五條 国立公園事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官厅之ヲ執行ス  
ル場合ニ在リテハ國庫、公共団体ヲシテ之ヲ執行セシムル場合  
ニ在リテハ國庫、公共団体ヲシテ之ヲ執行セシムル場合ニ

ニ在リテハ其ノ公共団体、行政官厅又ハ公共団体ニ非ザル者之  
ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス  
行政官厅国立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ主務大臣特別ノ事  
由アリト認ムルトキハ其ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ公共団体  
ヲシテ負担セシムルコトヲ得  
行政官厅ニ非ザル者国立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ国庫ハ  
其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 国立公園事業ノ執行ニ依リ生ジタル施設ハ其ノ事業ヲ執  
行シタル者之ヲ管理ス  
主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共団体ヲ指定シ行政  
官厅ノ執行スル国立公園事業ニ依リ生ジタル施設ノ管理ヲ為サ  
シムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ他ノ法律ニヨリ管理者ヲ定メタル場合ニ之ヲ適  
用セズ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル管理ノ費用ハ行政官厅之ヲ管理ス  
ル場合ニ在リテハ國庫、公共団体之ヲ管理スル場合ニ在リテハ  
其ノ公共団体、行政官厅又ハ公共団体ニ非ザル者之ヲ管理スル  
場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

第六條ノ二 国立公園事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ  
ハ行政官厅又ハ公共団体ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於  
テ国立公園事業ノ執行又ハ国立公園事業ニ因リ生ジタル施設ノ  
管理ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得  
行政官厅又ハ公共団体ノ執行スル国立公園事業ニ關スル工事ニ

シテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生ジタルモノナルトキハ其ノ費用ハ  
工事ノ必要ヲ生ジタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負担  
者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

第七條 行政官庁又ハ公共団体ノ管理スル国立公園ノ施設ニ付占  
用又ハ使用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者ハ占用料又ハ使用料ヲ  
徴収スルコトヲ得

但シ第六條第三項ノ規定ヲ適用アル場合ヲ除ク

第八條 主務大臣ハ國立公園ノ風致維持ノ為國立公園計画ニ基キ

其ノ区域内ニ特別地域ヲ指定スルコトヲ得

特別地域内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スル行為ヲ為サントスル

者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト  
規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 工作物ノ新築、改築又ハ増築

二 水面ノ埋立又ハ干拓

三 鉱物ノ試掘若ハ採掘、砂鉄ノ採取又ハ土石ノ採掘

四 木竹ノ伐採

五 広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ノ設置

六 水位水量ノ増減ヲ來ス行為

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ為損害ヲ被リタル  
者ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限り國庫之ヲ補償ス

特別地域内ノ山林ニ對シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ地租其ノ他  
ノ公課ヲ免除スルコトヲ得

第八條ノ二 主務大臣ハ特別地域内ニ於テ特ニ景觀維持ノ為必要  
リ國庫之ヲ補償ス

アリト認ムルトキハ國立公園計画ニ基キ特別保護地区ヲ指定ス  
ルコトヲ得

特別保護地区内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スル行為ヲ為サント  
スル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

一 前條第二項各号ニ掲グル行為

二 開鑿、植栽其ノ他形質ノ変更

三 物件ノ堆積

四 家畜ノ放牧

五 焚火又ハ火入

六 爆発物又ハ容易ニ燃焼スペキ物件ノ貯蔵

七 野生動物ノ捕獲又ハ高山植物ノ採取

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリ  
シ為損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス

第八條ノ三 第八條第二項及前條第二項ノ許可ニハ條件ヲ附スル  
コトヲ得

第九條 主務大臣ハ國立公園ノ保護又ハ利用ノ為必要アリト認ム  
ルトキハ其ノ区域内ニ於テ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必  
要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ一定ノ行為ヲ禁止セラレ又ハ措置ヲ命セラレ  
タルガ為損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限

政令ノ定ムル所ニ依リ國庫ヘ第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行為ヲ  
著シク制限セラレタル為損害ヲ被リタル私人ニ對シ其ノ損害ヲ  
補償スルコトヲ得

第九條ノ二 第八條第三項、第八條ノ二第二項並ニ前條第二項及  
第三項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ  
對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ裁判  
所ニ出訴スルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第八條第二項（第十一條ノ二第二項ノ規定ニ  
依リ適用スル場合ヲ含ム）若ハ第八條ノ二第二項ノ規定、第八  
條ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル條件又ハ第九條第一項ノ命  
令若ハ処分ニ違反シタル者ニ對シ原状回復ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 國立公園ニ関シ實地調査ノ為必要アルトキハ都道府県  
知事ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り目標ヲ設置シ又ハ障害物  
ヲ除去スルコトヲ得但シ行政官厅ニ於テハ都道府県知事ニ通知  
シテ之ヲ行フコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ予メ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知  
スペシ

第一項ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ同項但書ノ場合ヲ除ク  
ノ外其ノ行為ヲ為シタル者之ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付協議調ハズ又ハ協議ヲ為スコト  
能ハザルトキハ認可ヲ為シタル都道府県知事之ヲ裁定ス其ノ裁  
定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ  
裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ当事者ノ一方ヲ被告トス

第一項但書ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ國庫之ヲ補償ス  
第九條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條ノ二 主務大臣ハ風景地ノ保護又ハ利用ノ為予メ都道府  
県ニ諮リ國立公園審議会ノ意見ヲ聞キ國立公園ニ準ズル区域ヲ  
指定スルコトヲ得

第八條、第八條ノ三及第九條ノ二ノ規定ハ政令ノ定ムル所ニ依  
リ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル区域ニ之ヲ準用ス  
第十二條 主務大臣ノ諮問ニ應ジ國立公園ニ關スル重要事項ヲ調  
査審議スル為國立公園審議会ヲ置ク國立公園審議会ニ關シ必要  
ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ  
付行政官厅ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

第十四條 本法ニ規定スル行政官厅ノ徵收金ハ國稅徵收法ノ例ニ  
依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモ  
ノトス

第十五條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一万  
円以下ノ罰金ニ処ス

二 第八條ノ二第二項ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル條件ニ  
違反シタル者

第九條 第一項ノ命令又ハ処分ニ違反シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第十五條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ヘ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ規定シタル職権ノ一部ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和六年勅令第二百四十一号ヲ以テ昭和六年十月一日)

第三十七條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十六年勅令第三百六号ヲ以テ)

#### 附 則 (昭和十六年法律第三十五号) (抄)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十六年四月一日ヨリ施行)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。  
2 国立公園委員会官制(昭和二十一年勅令第百七十六号)は廃止する。

#### 附 則 (昭和二十四年法律第八十四号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第四條 厚生大臣ハ国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ厚生大臣ノ指定スル期間内ニ施設ノ供用ヲ開始スベシ厚生大臣ハ正当ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得  
ヲ指定シ工事施行ノ認可ヲ申請セシムルコトヲ得

前項ノ工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類及図面ヲ添附スベシ

## 二、国立公園法施行令

(昭和六年九月十九日)

正(昭和十三年一月十日)

改(昭和二十四年五月三十一日)

正(昭和二十五年三月三十日)

第一章 国立公園事業

第一條 国立公園事業ノ特許ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及図面ヲ具シ厚生大臣ニ申請スベシ

#### 一 起業自論見書

#### 二 一般平面図

#### 三 施設ノ創設ニ関スル経費概算書

#### 四 施設ノ経営ニ関スル收支概算書

五 其ノ他厚生大臣ニ於テ必要ト認ムル書類又ハ図面

第二條 厚生大臣ハ国立公園事業ノ特許ニ國立公園計画上其ノ他

公益上必要アル條件ヲ附スルコトヲ得

第三條 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ厚生大臣ノ指定スル期間内ニ施設ノ供用ヲ開始スベシ厚生大臣ハ正当ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

## 二 工事設計図

### 三 工事費予算書

四 特許ヲ受ケタル者会社ノ発起人ナルトキハ会社設立登記ノ

贈本

第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ厚生大臣ノ指定スル期間中ニ工事

ニ着手シ之ヲ竣工セシムベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項及前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ適用ス

第五條 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者第一條又ヘ前條第二項

ノ規定ニ依ル書類又ハ図面ニ記載セル事項ヲ変更セントスルト

キハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ厚生大臣ノ特許ヲ受

クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スル

コトヲ得ズ其ノ特許ヲ受ケタル者法人ナル場合ニ於テ総会ノ決

議又ハ総社員ノ同意ニ因ル解散ニ付亦同ジ

第七條 国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ譲渡ニ付

テハ厚生大臣ノ許可ヲ受クベシ

国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ会社合併ニ因ル

承継ニ付テハ合併前厚生大臣ノ許可ヲ受クベシ

国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相続人へ其

ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ヲ承継ス

第八條 厚生大臣ハ国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ニ対シ事業

ノ状況ニ関シ検査ヲ為シ報告ヲ為サシメ其ノ他監督上必要ナル

事項ヲ命ズルコトヲ得

第九條 左ノ場合ニ於テハ国立公園事業ノ特許ハ当該範囲ニ付其

ノ効力ヲ失フ

一 特許ヲ受ケタル者会社ノ発起人ナルトキハ施設ノ供用開始

期間内（工事施行ノ認可ヲ申請セシムル場合ニ在リテハ其ノ

認可申請期間内）ニ会社設立ノ登記ヲ為サルトキ

二 工事施行ノ認可申請期間内ニ其ノ認可ヲ申請セザルトキ

三 工事施行ノ認可申請ニ対シ不認可ノ処分アリタルトキ

四 事業ノ全部又ハ一部ニ付廃止ノ許可ヲ受ケタルトキ

五 事業ヲ営ム法人解散シタルトキ

第十條 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者法令若ハ之ニ基キテ為

ス处分又ハ特許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他

公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ厚生大臣ハ特許ノ全部又ハ

一部ヲ取消スコトヲ得

第十一條 前二條ノ規定ニ依リ国立公園事業ノ特許ノ効力消滅シ

タル場合ニ於テハ厚生大臣ハ特許ヲ受ケタル者ニ対シ原状回復

其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 国立公園事業ヲ執行セントスル公共団体ハ左ノ書類及

一 工事設計書

二 工事設計図

三 工事費予算書

前項各号ニ掲グル書類又ハ図面ニ記載セル事項ヲ変更セントス

ルトキハ厚生大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十三條 行政官厅国立公園事業ヲ執行セントスルトキハ厚生大

臣ニ協議ヲ為スベシ

## 第二章 雜則

第十四條 左ニ掲グル國立公園区域内ノ国有地ハ厚生大臣ノ管理ニ移スベシ

一 国有林野中國立公園ノ施設ノ敷地及其ノ附屬地ヲ包含スル  
集団施設地区並ニ國立公園事業上必要ナル自動車道路ノ敷地  
二 不要存置国有林野ニ屬スル土地ニシテ國立公園計画上重要  
ナルモノ但シ部分林、委託林及長期貸付地ヲ除外  
三 前二号ニ掲グルモノノ外普通財産タル土地但シ所管大臣ニ  
於テ管理スルヲ必要トスル特別ノ事由アルモノヲ除外

四 企業用財産及普通財産ヲ除クノ外國立公園計画上重要ナル  
土地ニシテ厚生大臣ノ管理ニ屬セシムルヲ適當トスルモノ

第十五條 行政官厅ニ非ザル者ノ管理スル國立公園ノ施設ニ付テ  
ハ其ノ管理者管理方法ヲ定メ遲滞ナク厚生大臣ニ届出ヅベシ其  
ノ管理方法ヲ変更シタルトキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ管理方法ヲ変更ヲ命ズ  
ルコトヲ得

第十六條 國立公園法第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ同法第八  
條、第八條ノ三及第九條ノ二ノ規定ヲ國立公園ニ準ズル区域ニ  
適用スル場合ニ於テハ同法第八條中「主務大臣」トアルヲ「都

道府県知事」ト、同條第一項中「國立公園計画」トアルヲ「厚  
生大臣ノ定ムル計画」ト、同條第三項中「國庫」トアルヲ「都  
道府県」ト、同法第八條ノ三中「第八條第二項及前條第二項」

トアルヲ「第八條第二項」ト、同法第九條ノ二中「第八條第三  
項、第八條ノ二第二項並ニ前條第二項及第三項」トアルヲ「第  
八條第三項」ト、「主務大臣」トアルヲ「都道府県知事」ト読  
替フルモノトス

## 第三章 國立公園審議会

第十七條 國立公園審議会（以下審議会といふ。）は、厚生大臣の  
諮詢に応し、國立公園法第一條、第三條又は第十一條ノ二第一  
項に規定する事項その他國立公園に関する重要な事項を調査審議  
する。

2 審議会は、國立公園に関する重要な事項について、関係行政機  
関に意見を述べることができる。

## 第十八條 削除

第十九條 審議会は、委員四十一人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、審議会  
に臨時委員を置くことができる。

第二十條 審議会の委員及び臨時委員は、大藏、文部、厚生、農  
林、通商産業、運輸、建設の各省その他関係行政機関の職員及  
び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

第二十一條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期  
は二年とする。

2 委員及び臨時委員は非常勤とする。

第二十二條 厚生大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、  
会務を総理させる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員  
が、その職務を代理する。

第二十三條 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を  
開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のとき  
は、会長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別事項について議事を開き、議決をする  
場合には、前二項の規定の適用については委員とみなす。  
第二十四條 審議会の庶務は、幹事として厚生大臣が、及び書記  
として会長が、指名する関係行政機関の職員が行う。

#### 附 則

本令ハ國立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

### 三、國立公園法施行規則

(昭和六年九月十九日)  
内務省令第二十五号  
改(昭和十五年六月四日)  
正(厚生省令第二十二号)  
改(昭和二十二年三月二十七日)

正(昭和二十二年五月三十一日)  
正(厚生省令第十九号)  
改(昭和二十四年五月三十一日)  
正(厚生省令第十八号)

正(厚生省令第十七号)

### 第五條 起業自論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スペシ

第一條 厚生大臣國立公園ノ指定ヲ為シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス其ノ区域ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第二條 左ノ施設ハ國立公園法第二條ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス  
一 自動車、車庫、自動車道其ノ他自動車ニ関スル運輸施設、船  
舶、埠頭、橋樋其ノ他船舶ニ関スル運輸施設及橋梁  
航空機、格納庫、飛行場其ノ他航空機ニ関スル運輸施設、船

二 水道、下水道、汚物処分施設、医療救急施設、公衆浴場、  
水泳場、舟遊場、釣魚場、ゴルフ場、スキーフィールド及乗馬施設

三 博物館、植物園、動物園及水族館

四 造林施設及養魚施設

五 砂防施設及防火施設

第三條 厚生大臣國立公園計画又ハ國立公園事業ノ決定ヲ為シタルトキハ官報ヲ以テ其ノ要領ヲ告示ス其ノ計画又ハ事業ヲ变更シタルトキ亦同ジ

第四條 國立公園事業ノ特許申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ  
一 会社発起人ニ在リテハ定款  
二 会社ニ在リテハ定款及会社登記ノ謄本竝ニ國立公園事業ニ  
関スル株主総会ノ決議録又ハ総社員ノ同意書ノ謄本  
三 会社以外ノ法人ニ在リテハ定款、寄附行為又ハ規約及法人  
登記ノ謄本竝ニ総会ノ決議録ノ謄本

四 組合ニ在リテハ其ノ契約書ノ謄本及國立公園事業ニ関スル  
組合員ノ同意書ノ謄本

一 起業ノ種類

二 起業ノ目的

三 起業資金ノ総額及其ノ出資方法

四 施設ノ位置及規模ノ概要

五 工事ヲ施行スル場合ニ在リテハ工事ノ概要及工事施行期間

六 施設ノ経営期間

第六條 一般平面図ハ起業ノ種類ニ從ヒ縮尺五万分一乃至千分一

ノ平面図トシ施設ノ位置及其ノ附近地ノ現況ヲ記載スベシ

第七條 施設ノ創設ニ関スル経費概算書ニハ其ノ総額ヲ測量費、

監督費、用地費、土工費、建物費、設備費、總係費、予備費等

ノ各項ニ分チ数量、単価及金額ヲ記載スベシ

第八條 施設ノ経営ニ関スル收支概算書ニハ收入及支出ノ総額、

内訳並ニ其ノ計算ノ基ク所ヲ示シ且起業資金ニ対スル純益ノ割

合ヲ記載スベシ

第九條 工事設計計畫ニハ工事設計ノ要領、工事施行ノ順序、方法

其ノ他工事ノ実施ニ関シ必要ナル事項ヲ記載スベシ

第十條 工事設計圖ハ工事ノ種類ニ從ヒ平面図、側面図、断面

図、構造図又ハ意匠配色図ニ分チ縮尺二千五百分ノ一以上トス

平面図ハ一般平面図ヲ補足スルモノタルベク平面図、側面図及

断面図ニハ工事ノ施行ニ依リ附近ニ変化ヲ及ボス程度ヲ併セ記

載スベシ

第十一條 工事費予算書ニハ第七條記載ノ各項ヲ目ニ分チ各其ノ

数量、単価、金額及内訳ヲ示スベシ

第十二條 国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ譲渡ノ

許可申請書ニハ当事者連署シ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 譲渡契約書ノ謄本

二 讓受人が会社発起人ナル場合ニ於テハ定款

三 譲渡人又ハ讓受人が法人ナル場合ニ於テハ譲渡ニ関スル總

会ノ決議録又ハ總社員ノ同意書ノ謄本、組合ナル場合ニ於テ

ハ譲渡ニ関スル總組合員ノ同意書ノ謄本

四 譲受人ガ国立公園事業ノ經營者ニ非ザル法人ナル場合ニ於

テハ定款、寄附行為又ハ規約及法人登記ノ謄本、組合ナル場

合ニ於テハ其ノ契約書ノ謄本

第五條 前條ノ規定ハ国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利

義務ノ会社合併ニ因ル承継ニ之ヲ準用ス

第十四條 国立公園事業ヲ當ム法人ノ解散ノ許可申請書ニハ解散

ノ事由ヲ記載シ且解散ニ関スル總会ノ決議録又ハ總社員ノ同意

書ノ謄本ヲ添附スベシ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ

遲滞ナク之ヲ厚生大臣ニ届出ヅベシ

一 工事ニ著手シ又ハ之ヲ竣工セシメタルトキ

二 施設ノ供用ヲ開始シタルトキ

三 会社設立ノ登記ヲ為シタルトキ（工事施行ノ許可ヲ申請セ

シムル場合ヲ除ク）

国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ譲渡終了シタル

トキハ遲滞ナク当事者連署ノ上之ヲ厚生大臣ニ届出ヅベシ国立

公園事業ヲ當ム会社ノ合併終了シタルトキ亦同ジ

相続ニ因リ國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ヲ承継  
シタル者ハ戸籍謄本ヲ添へ遲滞ナク之ヲ厚生大臣ニ届出ヅベシ

第十六條 厚生大臣特別地域又ハ特別保護地区ノ指定ヲ為シタル  
トキヘ官報ヲ以テ之ヲ告示ス其ノ地域ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第十七條 國立公園法第八條第二項又ハ第八條ノ二第二項ノ規定  
ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及図面ヲ具シ厚生大臣

ニ申請スペシ

一 設計書又ハ施行方法書

二 行為ノ種類ニ從ヒ設計又ハ施行方法ノ表示ニ必要ナル図面  
設計書又ハ施行方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スペシ

一 行為ノ種類

二 行為ノ目的

三 行為ノ所在、地目、地番及面積

四 行為ノ種類ニ從ヒ工作物（広告物、看板其ノ他之ニ関スル  
物件ヲ含ム）ノ設計又ハ行為ノ施行方法

五 著手及完了ノ期日

第一項ノ書類又ハ図面ニ記載セル事項ヲ変更セントスルトキハ  
厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十八條 左ニ掲グル行為ハ國立公園法第八條第二項ノ規定ニ依  
ル許可ヲ受クルコトヲ要セズ

一 井溝、井堰、水池、水車、風車、水槽等ノ新築、改築又ハ

増築

二 門、生垣、圍牆、園舎、禽舍等ノ新築、改築又ハ増築

三 杜寺境内地又ハ墓地ニ於ケル鳥居、燈籠、墓碑等ノ新築、  
改築又ハ増築

四 炭竈、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料  
溜等ニシテ公道其ノ他公衆ノ自由ニ出入シ得ル場所ヨリ二十  
メートル以上ノ距離ヲ有スルモノノ新築、改築又ハ増築

五 飼、糞、網納屋、漁具干場等ノ新築、改築又ハ増築  
六 工事用ノ伐工作物（宿舎ヲ除ク）ノ新築、改築又ハ増築

七 宅地内ニ於ケル土石ノ採掘

八 地貌ノ変化ヲ來サザル土石ノ採掘

九 宅地内ニ於ケル木竹ノ伐採

十 自家用ノ為ニスル木竹ノ折伐（塊状折伐ヲ除ク）

十一 桑、茶、楮、三桺、杷柳、桐、果樹其ノ他農業用栽培木

竹ノ伐採

十二 枯損木竹又ハ危険木竹ノ伐採

十三 森林保育ノ為ニスル下刈、蔓切又ハ間伐

十四 牧野改良ノ為ニスル荆棘、灌木等ノ除去

十五 軒下ニ於ケル広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ノ設置

十六 宅地又ハ田畠内ニ於ケル水位水量ノ増減ヲ來ス行為

十七 非常災害ノ為必要ナル応急処置

十八 施業計畫ニ付于メ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ  
施業計畫ニ基ク行為

十九 特別地域指定ノ際既ニ着手セル行為

**第十九條** 特別地域内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スル行為ヲ為サントスル者ハ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以前ニ都道府県知事ニ届出ズベシ

- 一 開墾其ノ他土地ノ形質ノ変更
- 二 木竹ノ植栽
- 三 家畜ノ放牧

**第二十條** 左ニ掲タル行為ハ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ為スコトヲ要セズ

- 一 土地ノ掘鑿、切取、盛土等土地ノ形質変更ニシテ地貌ノ変化ヲ來サザルモノ

- 二 宅地内ニ於ケル木竹ノ植栽
- 三 農業用栽培木竹ノ植栽

- 四 現存木竹ト同一種類ノ木竹ノ植栽

五 施業計画ニ付予メ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ施業計画ニ基ク行為

六 特別地域指定ノ際既ニ着手セル行為

**第二十條ノ二** 左ニ掲タル行為ハ國立公園法第八條ノ二第二項ノ

- 一 非常災害ノ為必要ナル応急措置

二 特別保護地区指定ノ際既ニ着手セル行為

前項第一号ニ該當スル行為ニ付テハ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以内ニ、同項第二号ニ該當スル行為ニ付テハ特別保護地区指定ノ日ヨリ一月以内ニ厚生大臣ニ届出ズベシ

**第二十條ノ三** 第十八條乃至第二十條ノ規定ハ國立公園ニ準ズル区域内ノ特別地域ニ之ヲ準用ス

**第二十一條** 國立公園法第八号第一項ノ規定ニ依リ特別地域ニ指定セラレザル國立公園内ノ地域ハ之ヲ普通地域トス

普通地域内ニ於テ國立公園法第八條第二項各号ノ一ニ該當スル行為ヲ為サントスル者ハ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以前ニ都道府県知事ニ届出ズベシ

**第二十一條ノ二** 普通地域内ト雖モ厚生大臣ノ指定スル地区内ニ於テハ左ニ掲タル行為ヲ除クノ外前條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為スコトヲ要セズ

- 一 左ノ工作物ノ新築、改築又ハ増築

(イ) 常時三十人以上ノ職工ヲ使用シ又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計五ヲ超過スル工場

(ロ) 惡臭ヲ発散シ、有害物(動植物ニ對シ有害ナルモノヲ含ム)ヲ排泄シ又ハ危險物ヲ取扱フ工場、倉庫其ノ他ノモノ

(ハ) 水力発電所又ハ出力百五十キロワットアムペア以上ヲ有スル変電所

(ニ) 道路、橋梁、鉄道、軌道、索道其ノ他ノ交通運輸施設

- 二 水面ノ埋立又ハ干拓

三 鉱物ノ試掘若ヘ採掘又ハ石材ノ採掘

四 広告物其ノ他之ニ関スル物件ノ設置

**第二十二條** 左ニ掲タル行為ハ第二十一條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為スコトヲ要セズ